

仲裁人による法の適用違背と 仲裁判断の取消し

——当事者が選択した法の適用違背を中心に——

中 林 啓 一

はじめに

- 一 米国における議論
 - 二 日本における議論
 - 三 若干の検討
- むすびにかえて

は じ め に

民事訴訟法上、裁判所が法の適用を誤って判決を下した場合には上訴が可能となり（民事訴訟法312条3項，同318条1項），当該判決は取り消されうる。それでは、仲裁人が当事者の選択した法を適用せずに、または、その法を誤って適用して仲裁判断を下した場合、当該仲裁判断は取消しの対象となるか。

仲裁判断の取消事由を規定する仲裁法44条1項¹⁾は、この問題につき明

-
- 1) 第四十四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。
 - 一 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
 - 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、日本の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。
 - 三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。
 - 四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

文の規定を有していない。これと同様のことは、仲裁判断の取消事由を定める米国連邦仲裁法（Federal Arbitration Act, 以下本稿では FAA と表記する）10条²⁾にもあてはまる。しかしながら、米国では、FAA に規定のない「法の明らかな無視」（manifest disregard of the law）による仲裁判断取消しの可能性が長年にわたって議論されてきた。すなわち、適用すべき法原則を仲裁人が知っていながら故意にその適用を拒絶したかそれを一切無視して仲裁判断を下した場合に、当事者が「法の明らかな無視」の存在を根拠に、裁判所に対して仲裁判断の取消しを求めることが可能かという問題である。米国において、この議論は主として二つの視点からなされている。第一に、そもそも「法の明らかな無視」による取消しが認められるのか、また認められるとしてその根拠を何に求めるのかという点であり、第二に、当事者が仲裁合意において「法の明らかな無視」による取消しを合意する

- 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。
 - 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。
 - 七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
 - 八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- 2) 第一〇条 仲裁判断の取消；理由；再審理
- (a) つぎのいずれの場合においても、仲裁判断のされた地区の連邦裁判所は、仲裁当事者の申請にもとづき、仲裁判断の取消を命ずることができる。
 - (1) 仲裁判断が汚職、詐欺又は不当な手段により得られた場合
 - (2) 仲裁人の全員又はそのいずれかに明白な偏頗又は汚職があった場合
 - (3) 仲裁人が、充分な原因が示されたにもかかわらず、審理の延期を拒否し、もしくは紛争の適当かつ重要な証拠の審理を拒否する非行を犯し、又は当事者の権利を害する不正を行なった場合
 - (4) 仲裁人がその権限を越えた場合、又はその権限行使が不充分だったため、付託された仲裁事項に対する相互的、最終的、かつ確定的な仲裁判断がなされなかった場合
- なお、この訳は、日本商事仲裁協会『仲裁法規集（加除式）』によった。

ことができるかという点である³⁾。これらの議論は、仲裁に当事者の意思がどの程度反映されるかということと、国家（裁判所）の仲裁への介入をどの程度まで認めるかという、仲裁の本質を明らかにする問題の一つといえる。

本稿は、第一の点についての米国の議論を参考に、当事者が選択した法の不適用あるいは誤適用による仲裁判断の取消しの可能性について日本の仲裁法制への示唆を得ようとするものである⁴⁾。

一 米国における議論

1. 「法の明らかな無視」の定義と問題の所在

かつて米国の裁判所は、みずからの「職域」に「侵入」してくる仲裁に対して好意的ではなかった。たとえば、訴訟よりも迅速で廉価な紛争解決手段としての仲裁が商人間で広く注目されるようになってくると、裁判所は、仲裁人が法を犯した場合に裁判所が仲裁に介入できるようなコモン・ローをいくつか発展させた。そのうちのひとつが「法の明らかな無視」である⁵⁾。この法理は、仲裁判断に「法の明らかな無視」がある場合、裁判所は当該仲裁判断を取り消すことができるというものである。米国における一般的な理解によれば、「『法の明らかな無視』がある」とは、適用すべき

3) 第二の点については、谷口知平「仲裁判断取消事由の任意的拡張」原井龍一郎先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『改革期の民事手続法』（法律文化社、2000年）366頁以下、中林啓一「仲裁判断取消事由を拡張する仲裁合意の効力——米国における裁判例および学説からの示唆——」修道28巻2号（2006年）481頁以下、石田京子「仲裁判断に対する合意による司法審査の拡張——米国連邦仲裁法における判例の展開——」比較法学41巻2号（2008年）71頁以下を参照。

4) 中野俊一郎「『法の明らかな無視』による仲裁判断取消し」JCA59巻2号（2012年）3頁以下は、この点に関する日本での貴重な先行研究である。

5) See e.g., Gronlund, *The Future of Manifest Disregard As a Valid Ground for Vacating Arbitration Awards in Light of the Supreme Court's Ruling in Hall Street Associates, L. L. C. v. Mattel, Inc.*, 96 Iowa L. Rev. 1351, 1353 (2011); Carbonneau, *Arbitration Fundamental: The Assault on Judicial Deference*, 23 Am. Rev. Int'l Arb. 417, 425 (2012).

法原則を仲裁人が知っていながら故意にその適用を拒絶したかそれを一切無視して仲裁判断を下した場合をいう⁶⁾。

ところが、20世紀に入ると、米国の裁判所は司法資源の合理的な活用の名のもとに、仲裁合意を積極的に承認するアプローチをとりはじめた⁷⁾。このようなアプローチにもとづいて1925年に制定された FAA は、10条において四つの仲裁判断取消事由を列挙しているが、仲裁人による法の不適用あるいは誤適用を明文規定上取消事由としていない。他方、「法の明らかな無視」による取消しは、FAA が制定されてからもなお、米国の裁判実務上、その存在が広く認められてきた⁸⁾。

ここで問題となるのは、FAA 上の取消事由と、コモン・ロー上の取消事由たる「法の明らかな無視」との関係である。具体的にいえば、米国においてそれらは併存するのか、あるいは FAA のみが取消事由を規定しているのかという問題である。もしこれを後者と解した場合には、「法の明らかな無視」による仲裁判断取消しは認められないこととなる。2008年の Hall Street 事件最高裁判決⁹⁾ は、これを後者と解したため、「法の明らかな無視」による取消しが認められるか否かの問題の重要性がさらに認識されるきっかけとなった。そこで以下では、Hall Street 判決や関連するいくつかの裁判例および学説の紹介を通して、両者の関係について検討していく¹⁰⁾。

6) Carbonneau, *supra* note 5, 417 n. 4.

7) Chen, *The Doctrine of Manifest Disregard of the Law after Hall Street: Implications for Judicial Review of International Arbitration in U. S. Courts*, 32 Fordham Int'l L. J. (2009), 1872, 1884.

8) *Id.* at 1879.

9) Hall Street Associates, L. L. C. v. Mattel, Inc., 552 U. S. 576 (U. S. 2008). 本判決については、中野俊一郎=阮柏挺・JCA55巻9号(2008年)60頁、石田京子「米国連邦仲裁法における合意による司法審査の拡張の否定——2008年ホールストリート事件判決」比較法学44巻3号(2011年)145頁以下も参照。

10) これらの問題を検討するにあたっては「法の明らかな無視」それ自体についてのより詳細な検討も必要となってくる。しかし、本稿では紙幅の都合上この点については省略し、おもに両者の関係について検討することとする。

2. 「法の明らかな無視」と最高裁判例

(1) Wilko 判決

まず、米国において「法の明らかな無視」による仲裁判断取消しを肯定した最初の連邦最高裁判決とされている1953年の Wilko 事件判決¹¹⁾ をみておく。同事件において、最高裁は「仲裁人による法解釈の誤りについては、明らかな無視の場合と対照的に、連邦裁判所の司法審査に服することはない」と述べた。これを契機として、連邦最高裁判所では、「法の明らかな無視」がある場合には仲裁判断の取消しが認められるという理解が定着した。たとえば、shearson/American Express 事件判決¹²⁾ は、「司法審査は、FAA10条に規定された四つの取消事由と、『法の明らかな無視』の概念とに限定される」と述べた。この判決は、FAA 上の取消事由とコモン・ロー上の取消事由とが併存しているとの理解を示すものでもあった。「法の明らかな無視」が FAA から独立した取消事由として存在しているとの考え方は、Hall Street 判決が下された2008年まで、多くの裁判例において広く認められてきた¹³⁾。

(2) Hall Street 判決

2008年の Hall Street 判決は、連邦最高裁が「法の明らかな無視」法理の存在に懐疑的な一石を投じたものとして注目された。

11) Wilko v. Swan, 346 U. S. 427 (U. S. 1953). 本判決については、中野・前掲注4) 3頁も参照。なお、Wilko 判決以前にも「法の明らかな無視」と同一視しうる概念が用いられていたことを指摘する見解もみられるが、この点について本稿では言及しない。See Gaitis, *Cleaning the Air on “Manifest Disregard” and Choice of Law in Commercial Arbitration: A Reconciliation of Wilko, Hall Street, and Stolt-Nielsen*, 22 Am. Rev. Int'l Arb. 21, 24.

12) shearson/American Express v. McMahon, 482 U. S. 220, 259 (U. S. 1987).

13) See e.g., Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc. v. Bobker, 808 F. 2d 930 (2d. Cir. 1986); McCarthy v. Citigroup Global Mkts., Inc., 463 F. 3d 87, 91 n. 6 (1st Cir. 2006); Dluhos v. Strasberg, 321 F. 3d 365, 370 (3d Cir. 2003); Hoffman v. Cargill Inc., 236 F. 3d 458, 461 (8th Cir. 2001). Cf., Ainsworth v. Skurnick, 960 F. 2d 939, 941 (11th Cir. 1992).

本件では、両当事者間で締結された「法に関する仲裁人の結論が誤っている場合」の仲裁判断取消しや修正を認める仲裁合意（仲裁判断取消事由を追加する仲裁合意）の有効性が争われた。最高裁は、FAA10条に掲げられた仲裁判断の取消事由が排他的（exclusive）であるとした上で、本件仲裁合意の有効性を否定した。本件における最高裁の「法の明らかな無視」に対する考え方は必ずしも明らかでないが、つぎのような言及がある。すなわち、「(Wilko 判決の=筆者注)『明らかな無視』という言い回しは、あらたな取消事由を意味するかもしれないが、FAA10条の取消事由に付加するというよりむしろ、10条の取消事由をひとまとめにして言及したものにすぎないのかもしれない。(中略)あるいは、いくつかの裁判所が述べるように、『明らかな無視』は、仲裁人が『不正行為』または『権限踰越』をおこなった場合に仲裁判断の取消しを認める10条 (a) (3) または10条 (a) (4) の略称かもしれない」と¹⁴⁾。

同判決が FAA10条の規定を「排他的」に取消事由を定めていると述べたことを受けて、Hall Street 判決後、コモン・ロー上の取消事由たる「法の明らかな無視」を明確に否定する裁判例も現れるなど、本判決は FAA とコモン・ローの取消事由の関係をめぐる議論に現在もなお大きな影響力を有する。

(3) Stolt-Nielsen 判決

上述のように、「法の明らかな無視」に対する Hall Street 判決の態度は必ずしも明確ではなかった。ところが、2010年の Stolt-Nielsen 事件判決¹⁵⁾ は、連邦最高裁が「法の明らかな無視」を仲裁判断取消事由と明示的に認めたものとして大きな議論を呼んでいる。

本件では、備船契約中の仲裁条項に定めのない集団仲裁 (class-arbi-

14) Hall Street, 552 U. S. 576, 585.

15) Stolt-Nielsen S. A. v. AnimalFeeds Int'l Corp., 130 S. Ct. 1758. 本判決につき中野俊一郎=阮柏挺・JCA57巻9号(2010年)67頁、宮脇亮次「判例研究」海事法(2010年)18頁を参照。

中林：仲裁人による法の適用違背と仲裁判断の取消し

tration) を許容した仲裁判断の取消しが争われた。連邦地裁は、当事者が集団仲裁について合意していないのにそれを認めることは、準拠法上も慣習法上も許されていないとして、「法の明らかな無視」による仲裁判断取消しを認めた¹⁶⁾。控訴裁判所はこれを破棄した¹⁷⁾ が、最高裁は、仲裁人が「適用される法原則を知っており、それが問題となっている事柄の結果を決するにもかかわらず、その適用を拒絶することによって恣意的に準拠法を遵守しなかった」ことは、「明らかな無視」に該当する旨述べて、「法の明らかな無視」が取消事由となることを一般論として肯定した¹⁸⁾。もっとも、最高裁は、「法の明らかな無視」と FAA 上の取消事由との関係については言及しなかった。なお、本件では、仲裁人が集団仲裁を認めたことは当事者の合意の範囲を越えており、また準拠法上も許されないとして、FAA10条(a)(4)にいう仲裁人の権限踰越があるとされた。

3. その他連邦裁判所の裁判例

連邦最高裁は、2008年 Hall Street 判決および2010年 Stolt-Nielsen 判決において、一見矛盾する判断を下した。わずか二年あまりの間にこのような判決が下されたことは、米国における「法の明らかな無視」をめぐる議論をさらなる混乱に陥れた。

(1) 「法の明らかな無視」を否定する裁判例

Hall Street 判決後（かつ Stolt-Nielsen 判決以前）に「法の明らかな無視」法理自体を否定した裁判例として、たとえば Citigroup 事件控訴審判決¹⁹⁾

16) Stolt-Nielsen S. A. v. AnimalFeeds Int'l Corp., 435 F. Supp. 2d 382 (S. D. N. Y. 2006).

17) Stolt-Nielsen S. A. v. AnimalFeeds Int'l Corp., 548 F. 3d 85 (2d Cir. N. Y. 2008).

18) Stolt-Nielsen, 130 S. Ct. 1758, 1768, n. 3.

19) Citigroup Global Mkts. Inc. v. Bacon, 562 F. 3d 349 (5th Cir. Tex. 2009). なお、連邦地方裁判所判決は、Hall Street 判決より1年前の2007年に下されたものであるが、そこでは銀行の主張が認められ、仲裁判断の取消しが命じられた。Citigroup Global Mkts., Inc. v. Bacon, 2007 U. S. Dist. LEXIS 56779 (S. D. Tex. Aug. 2, 2007).

がある。本件は、夫が妻の同意なく預金を引き出したことにつき、妻が銀行の責任を問うたものである。仲裁では妻の請求が認められたが、銀行は、当該事案に適用されるテキサス法の明らかな無視があるとして裁判所に仲裁判断の取消しを求めた。これに対し、裁判所（第5巡回区裁判所）は「Hall Street 判決は、FAAの下では10条および11条が仲裁判断の取消しと修正事由を排他的に規定することを明確にかつ繰り返し述べることによって、明らかな無視が独立した取消事由であることを否定した」と述べて「法の明らかな無視」による取消しを否定した。この点、従前、第5巡回区裁判所が「法の明らかな無視」をコモン・ロー上の取消事由と定義づけていた²⁰⁾ こととは対照的である。このほか、FAA以外の取消事由を認めないとした裁判例として、Crawford 事件判決²¹⁾ や AIG Baker 事件判決²²⁾、Supreme Oil 事件判決²³⁾ などがある。また、Ramos-Santiago 事件判決²⁴⁾ や Robert Lewis 事件判決²⁵⁾ も、Hall Street 判決後、「法の明らかな無視」が有効な法理ではなくなったことを明言した。

他方、「法の明らかな無視」による取消しを肯定した Stolt-Nielsen 判決後にもかかわらず、Hall Street 判決に依拠して「法の明らかな無視」を否定する裁判例も多くみられる²⁶⁾。たとえば、Thomas Diaz 事件判決²⁷⁾ では、

20) Kergosien v. Ocean Energy, Inc., 390 F. 3d 346, 353 (5th Cir. Tex. 2004).

21) Crawford Group, Inc. v. Holekamp, 543 F. 3d 971, 976 (8th Cir. Mo. 2008).

22) AIG Baker Sterling Heights, LLC v. Am. Multi-Cinema, Inc., 579 F. 3d 1268, 1271 (11th Cir. Ala. 2009).

23) Supreme Oil Co. v. Abondolo, 568 F. Supp. 2d 401, 406 (S. D. N. Y. 2008).

24) Ramos-Santiago v. UPS, 524 F. 3d 120, 124 (1st Cir. P. R. 2008).

25) Robert Lewis Rosen Assocs., Ltd. v. Webb, 566 F. Supp. 2d 228, 233 (S. D. N. Y. 2008).

26) 本文で言及するもの以外に、「『法の明らかな無視』は、Hall Street 判決に照らして、司法上創造された取消事由としてもはや有効でない」とした Frazier 事件判決、Hall Street 判決を参照して合意による取消事由の創設をも否定する Affymax 事件判決、FAAの排他性から「法の明らかな無視」を否定する Medicine Shoppe International 事件判決などがある。See Frazier v. Citifinancial Corp., LLC, 604 F. 3d 1313, 1324 (11th Cir. Ala. 2010), Affymax, Inc. v. Ortho-McNeil-Janssen Pharms., ↗

代理店による一方的な国際代理店契約の解消の妥当性が争われたが、裁判所は、両当事者が合意したプエルトリコ法の有効な法原則と適切な証拠にもとづいて仲裁判断が下されているから仲裁人の判断は説得的であるとした上で、FAA10条の仲裁判断取消事由がきわめて限定的であることや **Hall Street** 判決に依拠して「法の明らかな無視」の法理を否定した。

(2) 独立した取消原因として「法の明らかな無視」を肯定する裁判例

司法上創造された伝統的な取消事由として「法の明らかな無視」を肯定する **Jock** 事件判決²⁸⁾ など、**Stolt-Nielsen** 判決を契機に「法の明らかな無視」が引き続きコモン・ロー上の取消事由となることを肯定する裁判例がみられる。

注目すべきは、**Hall Street** 判決後で、かつ **Stolt-Nielsen** 判決以前にもかかわらず「法の明らかな無視」の法理を肯定した裁判例がみられるという点である。たとえば、**Coffee Beanery** 事件判決²⁹⁾ において、裁判所は、**Hall Street** 判決は FAA に規定のない取消事由を否定したわけではなく、当事者の合意によって取消事由を創設することを拒絶したにすぎないと述べた。その上で「法の明らかな無視」はこれまでの先例で広く承認され、これからも普遍的に認められていく原則であると述べた。また、この期間に下された判決のなかには、特に **Hall Street** 判決に言及することなく「法の明らかな無視」を肯定する裁判例もいくつかみられた³⁰⁾。

Inc., 660 F. 3d 281, 284–285 (7th Cir. Ill. 2011), *Med. Shoppe Int'l, Inc. v. Turner Invs., Inc.*, 614 F. 3d 485, 489 (8th Cir. Mo. 2010).

27) *Thomas Diaz, Inc. v. Colombina, S. A.*, 831 F. Supp. 2d 528 (D. P. R. 2011). なお、本判決につき中林啓一・JCA60巻4号(2013年)85頁。

28) *Jock v. Sterling Jewelers Inc.*, 646 F. 3d 113, 121 (2d Cir. N. Y. 2011).

29) *Coffee Beanery, Ltd. v. WW, L. L. C.*, 300 Fed. Appx. 415, 418–419 (6th Cir. Mich. 2008).

30) たとえば、*Hicks* 事件判決は、**Hall Street** 判決に依拠せず「法の明らかな無視」にもとづいて部分的に仲裁判断を取消した。See *Hicks v. Cadle Co.*, 355 Fed. Appx. 186, 196 (10th Cir. Colo. 2009). See also, *Grigsby & Assocs. v. M Sec. Inv., Inc.*, 2008 U. S. Dist. LEXIS 64939 (S. D. Fla. July 29, 2008), *Remote Solution Co., Ltd. v. Fgh Liquidating Corp.*, 568 F. Supp. 2d 534, 543 (D. Del. 2008).

(3) FAA の解釈として「法の明らかな無視」を肯定する裁判例

近年、FAA10条の解釈として「法の明らかな無視」を肯定する裁判例がみられる。その多くは、「法の明らかな無視」を FAA10条(a)(4)にいう仲裁人の権限踰越ととらえるものである。たとえば、Comedy Club 事件判決³¹⁾において、裁判所は、「法の明らかな無視」が Hall Street 判決後も FAA10条(a)(4)の一部を構成する取消事由として存在し続けていると判断して、「法の明らかな無視」と FAA10条(a)(4)にいう仲裁人の権限踰越とは同一視されるとの考え方を示した³²⁾。同様の考え方は、Toyota Motor 事件判決³³⁾ や Lagstein 事件判決³⁴⁾ などでもみられる。このほか、たとえば、紛争となっている事柄の結果を支配する準拠法を仲裁人が知っていながら当該法の適用を意図的に回避する場合には、FAA10条から見出される取消事由として「法の明らかな無視」を承認するとした Nykcool 事件判決³⁵⁾、さらに「法の明らかな無視」を FAA から独立した取消事由と FAA の法解釈のいずれもから肯定できると判断した Wachovia Securities 事件判決³⁶⁾ もある。

4. 学 説

(1) 否定説

「法の明らかな無視」を取消事由とみるべきでないと主張する見解は、

31) Comedy Club, Inc. v. Improv West Assocs., 553 F. 3d 1277, 1290 (9th Cir. 2009).

32) なお、この考え方は Hall Street 判決以前の裁判例においてもみられる。See e.g., Kyocera Corp. v. Prudential-Bache T Servs., 341 F. 3d 987, 997 (9th Cir. Cal. 2003).

33) Biller v. Toyota Motor Corp., 668 F. 3d 655, 663 (9th Cir. Cal. 2012). 本判決につき中林啓一・JCA60巻8号(2013年)79頁。

34) Lagstein v. Certain Underwriters at Lloyds of London, 2007 U. S. Dist. LEXIS 60746 (D. Nev. Aug. 14, 2007).

35) Nykcool A. B. v. Pac. Fruit, Inc., 2013 U. S. App. LEXIS 1026 (2d Cir. N. Y. Jan. 16, 2013). 本判決につき中林啓一・JCA60巻4号(2013年)84頁。

36) Wachovia Sec., LLC v. Brand, 671 F. 3d 472, 483 (4th Cir. S. C. 2012). 本判決につき中林啓一・JCA60巻8号(2013年)78頁。

とりわけ **Hall Street** 判決以後多くみられるようになった。この見解の根拠は主として **FAA** の立法過程とその文言の明白性に求められる。すなわち、**FAA** の目的は当事者の仲裁合意を「司法による敵対（“judicial hostility”）」から保護することにあり、この目的を達するために、連邦議会は取消事由を非常に限られた範囲に限定したというのである。この点は **Hall Street** 判決自身も述べている³⁷⁾。「法の明らかな無視」を取消事由とすべきでない」と主張する見解によれば、**FAA** の取消事由が排他的である以上、その他の取消事由は肯定されないとの帰結が導かれることとなる³⁸⁾。このほか、**Hall Street** 判決は「法の明らかな無視」を否定したのではないとしつつも、「法の明らかな無視」の不安定性およびその主張が認められた事案の少なさなどから、立法によってこの取消事由を排除すべきと主張する見解³⁹⁾もある。

(2) 肯定説

「法の明らかな無視」の存在を肯定する説は二つに分かれる。すなわち、第一に **FAA** から独立して存在する取消原因と考えるものであり、第二に、**FAA** の解釈として「法の明らかな無視」を肯定するものである。

これらのうち前者について、**Hall Street** 判決は仲裁判断の取消事由を当事者の合意により追加することができないと判断したにすぎず、コモン・ロー上の取消事由としての「法の明らかな無視」はなお否定されていないと主張する見解⁴⁰⁾がある。この見解は、**Hall Street** 判決においてコモン・ロー上の取消事由が否定されていないことの根拠として、同判決中の「10条および11条が制定法上の再審査の枠組みを排他的に規定していると判示するにあたって、裁判所はそれらの枠組みが制定法以外の先例にもとづいたさらなる審査までも排除するというを意図していない。**FAA** は仲裁

37) **Hall Street**, 552 U. S. 576, 589.

38) **Gronlund**, *supra* note 5, 1370.

39) **Murphy**, *Alive but not Well, Manifest Disregard after Hall Street*, 44 Ga. L. Rev. 303, 312 (2009).

40) **Aragaki**, *The Mess of Manifest Disregard*, 119 Yale L. J. Online 1, 13 (2009).

判断の再審査を求める当事者が裁判所に対してとりうる唯一的手段ではない⁴¹⁾と述べた部分を挙げる。

つぎに後者の学説について、FAA10条の定める取消事由を排他的なものとして解した上で「法の明らかな無視」をFAA10条(a)(4)にいう仲裁人の権限超越と関連づけようとする見解⁴²⁾がある。その根拠として挙げられるのは、同条の解釈として「法の明らかな無視」を組み込むことで、仲裁判断の執行との統一性が確保されることや予見可能性が高まること⁴³⁾、Hall Street判決が「法の明らかな無視」を「仲裁人が『不正行為』または『権限超越』をおこなった場合に仲裁判断の取消しを認める10条(a)(3)または10条(a)(4)の略称かもしれない」と述べていること⁴⁴⁾などである。他方、FAAの解釈によるとの見解のなかには、「法の明らかな無視」を、法的理由づけの誤りではなく、仲裁人による不適切な行動という観点から説明しようとするものもある。この見解は「法の明らかな無視」を「法を正しく解釈しながらそれを意図的に無視すること」と定義づけた上で、そのことがFAA10条(a)(3)にいう仲裁人の違法行為(misconduct)および不正(misbehavior)に該当するという⁴⁵⁾。

5. 米国における議論のまとめ

米国における議論でまず確認しておかなければならないのは、当事者の仲裁合意を可能な限り尊重する(当事者の自律性)という米国の政策の根底には、仲裁判断の取消しも非常に限られた範囲でしか認められない(仲

41) Hall Street, 552 U. S. 576, 590.

42) Chen, *supra* note 7, 1907–1910; Leroy, *Are Arbitrators above the Law? The “Manifest Disregard of the Law” Standard*, 52 Boston College L. Rev 137 (2011). なお、Chenは「法の明らかな無視」をFAA10条(a)(3)に組み込むことも可能という。

43) Chen, *supra* note 7, 1909.

44) Chen, *supra* note 7, 1903; Leroy, *supra* note 42, 186.

45) Hayford, *Reining in the “Manifest Disregard” of the Law Standard: The Key To Restoring Order To The Law Of Vacatur*, 1998 J. Disp. Resol. 117, 137.

裁の終局性)との政策も同時に存在するという点である⁴⁶⁾。この点は判例・学説とも一致するところである。また、法適用の誤りは「法の明らかな無視」とはならないとの考え方にも一致がみられる⁴⁷⁾。

これとは対照的に、「法の明らかな無視」と FAA 上の取消事由との関係について、判例や学説の対立は深刻である。

Wilko 判決とそれに続く一連の最高裁判決は、それぞれが併存していると考えていた。これに対し近年は、FAA 上の取消事由を限定列举と解した Hall Street 判決以降、FAA に規定のない「法の明らかな無視」による取消しを否定する裁判例が相次いだものの、Stolt-Nielsen 判決が「法の明らかな無視」の存在を再び肯定するなど、米国判例の「法の明らかな無視」に対する態度はなお迷走を続けているとみられる。

学説も判例と同様の対立をみせているが、通説的見解はいまだ存在しないといえる。Hall Street 判決以降、「法の明らかな無視」による取消しが否定されたとする見解については、Hall Street 判決が否定したのは当事者の合意による取消事由の拡張であって、「法の明らかな無視」ではない⁴⁸⁾などの批判がなされている。また、コモン・ロー上の取消事由として「法の明らかな無視」を肯定する立場から、「法の明らかな無視」を解釈により FAA に組み込もうとする立場に対する批判としては、FAA10条(a)(3)は主として適正手続など仲裁手続法上の問題を規律するものであって、実体法上の問題は適用範囲でないとか、仲裁人は慣習などを援用して判断することもあるため、当事者が法による仲裁を明確に合意していない限り、どのような場合に同条(a)(4)の「権限踰越」があったかを判断するのは困難であるなどがある⁴⁹⁾。また、Hall Street 判決によれば、同条(a)(4)は手続法上の瑕疵に関する規定とされるから、同条に実体法上の問題を含めるのは

46) See e.g., Chen, *supra* note 7, 1878.

47) *Id.* at 1882.

48) Aragaki, *supra* note 40, 9.

49) *Id.* at 11.

適切でないとの批判もある⁵⁰⁾。

なお、「法の明らかな無視」を FAA において成文化させるなどの立法論的解決を提唱する見解⁵¹⁾ や、当事者間の契約により仲裁人の権限を決定することができるように FAA の改正を示唆する見解⁵²⁾ もみられるが、現在のところ FAA の改正はなされていない。

二 日本における議論

仲裁法44条1項は、日本を仲裁地とする仲裁判断の取消事由を定める⁵³⁾。同項が法の不適用またはその誤りによる取消しを明定していないのは先述のとおりであり、この点は旧法（明治23年民事訴訟法第8編）から変更されていない。

これらの問題のうち法適用の誤りについて、わが国の学説は、一貫して取消事由とはならないと解してきた⁵⁴⁾。その根拠は、問題となっている仲裁判断にその効力を認めるべき前提条件（たとえば仲裁手続における基本的手続保障や国家法が許さない事項についての仲裁でないかなど）が備わっているかどうかという点だけが裁判所の取消審査の対象となることや、裁判制度とは別に仲裁制度を認める意義が失われる点などに求められている⁵⁵⁾。

他方、当事者が選択した法の不適用による取消しについて、従前の日本

50) Weston, *The Supreme Court and Arbitration: The other Avenues of Hall Street and Prospects for Judicial Review of Arbitral Awards*, 14 Lewis & Clark L. Rev. 929, 938 (2010).

51) See e.g., Milam, *A House Built on Sand: Vacating Arbitration Awards for Manifest Disregard of the Law*, 29 Cumb. L. Rev. 705, 731 (1999); Drahozal, *Codifying Manifest Disregard*, 8 Nev. L. J. 234, 250 (2007).

52) Weston, *supra* note 50, 946; Cole, *Revising the FAA to Permit Expanded Judicial Review of Arbitration Awards*, 8 Nev. L. J. 214, 233 (2007).

53) 小島武司=高桑昭編『注釈と論点仲裁法』（青林書院，2007年）240頁〔谷口安平〕。

54) 小島=高桑編・前掲注53)243頁〔谷口安平〕，山本和彦=山田文『ADR 仲裁法』（日本評論社，2008年）356頁。

55) 小島=高桑編・前掲注53)243頁〔谷口安平〕。

中林：仲裁人による法の適用違背と仲裁判断の取消し

の学説はこれを否定するものもあったが⁵⁶⁾、仲裁法が制定された現在では、法の不適用による仲裁判断取消しを認める見解が多くみられる⁵⁷⁾。この根拠は、仲裁の特色としての当事者自治の尊重に求められている⁵⁸⁾。仲裁法が当事者による準拠法選択を広く認めている（仲裁法36条）にもかかわらず、仲裁人がかような準拠法を適用しなかったことは当事者の意思を尊重しなかったことになり、ひいては取消しの対象となるというのである。もっとも、これが仲裁法44条のいずれの取消事由となるかについては、以下のようになざまな可能性が検討されているものの、その方向性は必ずしも一致していない。すなわち、仲裁人が当事者の合意に反した手続をおこなったとみて仲裁法44条1項6号に該当するとの考え方、同5号にいう付託の範囲を超えて仲裁判断が下されたとの考え方⁵⁹⁾、当事者の前提とするものとは異なる法を仲裁人が基準とすることが同4号の「防御することが不可能であった」とみる考え方⁶⁰⁾である。これらのうち6号について、同号はまさに手続法規のことを指しており、同号の実体基準への拡張は困難であるとか、当事者が準拠法を合意していない場合に6号の範囲に含めることは難しいなどの批判がなされている⁶¹⁾。なお、仲裁法上の規定がないことを根拠に、当事者の選択した法の不適用の場合にも取消しを認めないとする見解もある⁶²⁾。

56) 谷口安平「仲裁判断の取消し」松浦馨＝青山善充編『現代仲裁法の論点』（有斐閣、1998年）356頁。

57) 山本＝山田・前掲注54)355頁、三木浩一＝山本和彦編『新仲裁法の理論と実務（ジュリスト増刊）』（有斐閣、2006年）115頁〔中野発言〕。

58) 三木＝山本編・前掲注57)115頁〔中野発言〕。

59) 三木＝山本編・前掲注57)116頁〔中野発言〕、中野・前掲注4)7頁。

60) 三木＝山本編・前掲注57)116頁〔三木発言〕。

61) 三木＝山本編・前掲注57)116頁〔三木、山本発言〕。

62) 小島＝高桑編・前掲注53)211頁〔柏木昇〕。

三 若干の検討

1. 検討の視座

仲裁は、私人たる第三者（仲裁人）に紛争の解決を委ね、その仲裁人が下した判断（仲裁判断）に服することを約した当事者の合意（仲裁合意）を基礎として制度設計された紛争解決手段である⁶³⁾。このことは、当事者の自律性を尊重しながら同時に仲裁の終局性をも確保しなければならないということの意味する。仲裁人の法の不適用あるいは誤適用による仲裁判断の取消しの問題もこのような観点からの検討を要すると思われる。すなわち、いかなる場合も当事者の自律性を尊重すべしとの立場をとれば、法の不適用・誤適用の場合にはいずれも裁判所による取消しを認めることになり、仲裁制度の存在意義自体がゆらぎかねない。他方、仲裁の終局性のみを強調すれば法の不適用・誤適用があっても取消しは一切認められず、当事者の期待にそぐわない結果となりかねない。いずれか一方にのみ力点を置くことは、仲裁の制度設計をそこなうことにつながりかねないため、その関係を明確にしておく必要があるといえよう。

2. 米国の検討

それではこれをいかに考えるべきか。この点に関する米国の議論は、Hall Street 判決以前はおおむね一定の方向性を共有していたように思われる。すなわち、当事者の保護という観点から「法の明らかな無視」の存在を前提としつつ、同時に、仲裁の終局性の確保という観点から「法の明らかな無視」による取消しはきわめて限定的な場合にしか認められないとされてきたのである。後者についてはそれを裏付ける詳細な研究もすでに存在する。それによれば、「法の明らかな無視」は高い頻度で援用されるものの、その主張が認容されて仲裁判断の取消しが肯定されるのはきわめて低い割

63) 小島＝高桑編・前掲注53) 9頁以下 [谷口安平]、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法（第2版）』（有斐閣、2012年）232頁。

合にとどまる⁶⁴⁾。

ところが、Hall Street 判決以降「法の明らかな無視」による取消しを否定する裁判例や学説が多くみられるようになり、その一方で、Stolt-Nielsen 判決では再び「法の明らかな無視」による取消しが肯定された。このことが近年の米国の議論に錯綜がみられる原因となっていた。しかし、Hall Street 判決を、「法の明らかな無視」による取消しを否定したものと解することは困難であると思われる。たしかに、判決は FAA10条の排他性を指摘した。しかしながら、判決の主たる争点は、あくまでも「当事者が」FAA10条以外の取消事由を創設できるかという点にあって、これをもって「司法上の取消事由」としての「法の明らかな無視」が否定されたと解することはできないというべきである。また、Hall Street 判決において、最高裁自身も「『明らかな無視』は、仲裁人が『不正行為』または『権限踰越』をおこなった場合に仲裁判断の取消しを認める10条(a)(3)または10条(a)(4)の略称かもしれない」と述べており、Hall Street 判決により「法の明らかな無視」が否定されたとみるのは、このことから早計なように思われる。

以上のことから、「法の明らかな無視」による取消しの可能性を引き続き留保しつつ、きわめて限定的な場合、すなわち、Stolt-Nielsen 判決が述べたように、仲裁人が適用すべき法原則を知りながらそれを意図的に適用しなかった、あるいは無視した場合にのみ仲裁判断取消しを認めることは、仲裁における自律性および終局性の双方を満たす適切な枠組みとなるように思われる。当事者の自律性の観点からみれば、ここでいう「仲裁人が適用すべき法原則」に当事者が選択した法が含まれるのは自明のことである。したがって、当事者が選択した法を適用せずに下された仲裁判断は「法の

64) 中野・前掲注4)3頁とそこに掲げられた文献を参照。それによれば、連邦地方裁判所と連邦控訴裁判所で仲裁判断の取消事由が問題となった事件のうち、30%以上で「法の明らかな無視」が主張された。このうち実際に仲裁判断が取り消されたのは7%程度にとどまる。また、米国では、州裁判所も含めると一週間に一度の割合で「法の明らかな無視」が問題とされているとの指摘もある。See Aragaki, *supra* note 40, 2.

明らかな無視」による取消しの対象となると考える。

このように考えるとして、つぎにその根拠を何に求めるかについてであるが、たしかに米国の法制度を考慮すれば、「法の明らかな無視」をコモン・ロー上の取消事由と考えることも不当なこととはいえない。しかしながら、当事者の予測可能性確保の観点から、FAAの規定の解釈によることのほうがより適切ではあるまいか。FAAの解釈による場合、米国ではFAA10条(a)(3)によらしめるとの学説もみられるが、「審理の延期」や「証拠を取り調べること」という文言などから、同号は仲裁手続法上の問題についての規定と読むのが自然であろう。むしろ、Stolt-Nielsen判決で最高裁が言及したように、FAA10条(a)(4)にいう仲裁人の「権限踰越」に「法の明らかな無視」が含まれるとの考え方が妥当であるように思われる。仲裁人は当事者の仲裁付託によってその権限を決定される。実務上、仲裁人の権限の範囲を仲裁合意において詳細に確定することは考えにくい、当事者による準拠法選択は仲裁人の権限の確定の一部をなしているといえる。仲裁人が当該準拠法を知りながらそれを適用せずに仲裁判断を下すこと（「法の明らかな無視」）は、当事者の仲裁付託の範囲を超えたといえ、これを「権限踰越」とみることが適切であろう。

3. 日本法への示唆

上記のような米国の考え方について、日本法のもとではどのように考えるべきか。米国とは法制度が異なる日本において、仲裁法から独立した取消事由を創造することは現実的でない⁶⁵⁾。しかしながら、当事者の自律性

65) 中野・前掲注4)7頁は、わが国での解釈論・立法論として「法の明らかな無視」による取消原因を構想することは適当でないとされつつ、「仲裁による紛争解決の可能性を拡大してゆくなかで、特に法適用の正確さが求められるような問題領域については、この事由にもとづく取消しや一般的な裁判所での再審査の余地を考える実益はあるかもしれない」とされる。このような考え方は米国でもみられる。たとえば、Davisは、証券仲裁など連邦法の規律する分野について法の誤りによる司法審査の余地を認める。Davis, *The End of an Error: Replacing "Manifest Disre-* ➤

と仲裁の終局性の確保という観点から、当事者が選択した法を仲裁人が適用しなかった場合には、仲裁判断の取消しを認める余地を残しておく必要があるように思われる。さらに、仲裁の終局性確保の観点から、単なる法の不適用ではならず、Stolt-Nielsen 判決で指摘されていたように、その法が紛争となっている事柄の結果に重大な影響を及ぼすものである場合という要件が付加されるべきであろう。そしてその根拠は、米国での議論と同様、仲裁人の権限踰越に求められるべきである。日本の仲裁法44条1項5号は「仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること」を取消事由としている。仲裁法の立案担当者による解説では、同号は UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法34条2項(a)(iii)⁶⁶⁾と「実質的に同一」の規定とされ、また、仲裁人が権限なく仲裁判断を下したことが取消事由となること以外に別段の言及もなされていない⁶⁷⁾。ここから、仲裁法44条1項5号が基本的には FAA10条(a)(4)と同趣旨の規定であることがわかる。したがって、当事者が選択した法の不適用による取消しは、仲裁法44条1項5号を根拠として認められるべきであろう。同4号および6号の取消事由は手続保障に関するものと解するべきであり⁶⁸⁾、当事者間で選択された準拠法を仲裁人が適用しなかったことによる仲裁判断取消しの根拠とはならない。さらに、8号を根拠とすることも考えられなくはない。しかしながら、同号は仲裁判断によって実現される法的結果が日本の公序に反する場合にその取消しを認めるものであるから、法の不適用または誤適用のみをもって同号の公序に該当することはな

↙ *gard” with a New Framework for Reviewing Arbitration Awards*, 60 Clev. St. L. Rev. 87, 130 (2012).

66) 「判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内でない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと（以下略）」。この訳は仲裁法制研究会『世界の仲裁法規』別冊 NBL No. 78 (2003年) 458頁 [澤田壽夫訳] によった。

67) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタル』(商事法務, 2003年) 242頁, 252頁。

68) 近藤ほか・前掲注67) 252頁, 小島=高桑編・前掲注53) 262, 263頁。

いというべきである⁶⁹⁾。

なお、通説と同様、法適用の誤りによる取消しも認められないと解するべきであろう。なぜならば、当事者が選択した法が適用されたという時点で当事者の自律性は確保されており、また、法適用の誤りによる取消訴訟を認めることは仲裁の終局性を確保する観点から適切ではないと考えられるためである。

むすびにかえて

本稿では、米国の議論を参考にして、当事者が選択した法を仲裁人が適用せず、そのことが紛争の結果に重大な影響を及ぼす場合に、仲裁人の権限踰越（仲裁法44条1項5号）による仲裁判断取消しを日本においても認めるべきとの結論に達した。立法論的にみれば、当事者が準拠法として指定した法の不適用を取消事由とする1994年エジプト仲裁法53条1項d号⁷⁰⁾のような規定を置くことが最も望ましい。しかしながら、このような規定を置く立法例はまれである。これに対し、仲裁人の権限踰越による取消しは、米国だけでなく UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法34条2項をはじめ、投資協定仲裁⁷¹⁾ や多くの国の立法⁷²⁾ で認められており、法の適用違背による仲裁判断の取消しの妥当性を検証するためには、これらの法準則にもと

69) 小島武司『仲裁法』（青林書院、2000年）343頁、東京地決平成21年7月28日判タ1304号292頁。本件評釈として、宍戸一樹「判批」ジュリ1412号（2010年）136頁、寺井昭仁「判批」JCA58巻9号（2011年）8頁、同10号（同）10頁、芳賀雅顕「判例研究」法研85巻3号（2012年）113頁以下。

70) この点につき中野俊一郎「国際商事仲裁における実体判断基準の決定と仲裁判断取消」際商30巻10号（2002年）1350頁を参照。

71) この点につき濱本正太郎「投資協定仲裁の公的性質と ICSID 仲裁判断取消制度の新展開」論叢170巻4・5・6号（2012年）395頁以下。

72) たとえば、ドイツ民事訴訟法1059条2項1号（3）、フランス民事訴訟法1484条2項c号、1996年英国仲裁法68条2項b号、韓国仲裁法36条2項1号（3）、中国仲裁法58条1項2号、インド1996年仲裁および調停令34条2項（a）（iv）、オランダ民事訴訟法1065条5項など。

中林：仲裁人による法の適用違背と仲裁判断の取消し

づく検討も必要である。さらに、スイス仲裁法36条1項6号の「法に対する明らかな違反」による取消しや、当事者が指定したものではない「法の明らかな無視」による取消しなど、本稿で検討できなかった問題もお多く残る。これらについては他日を期したい。